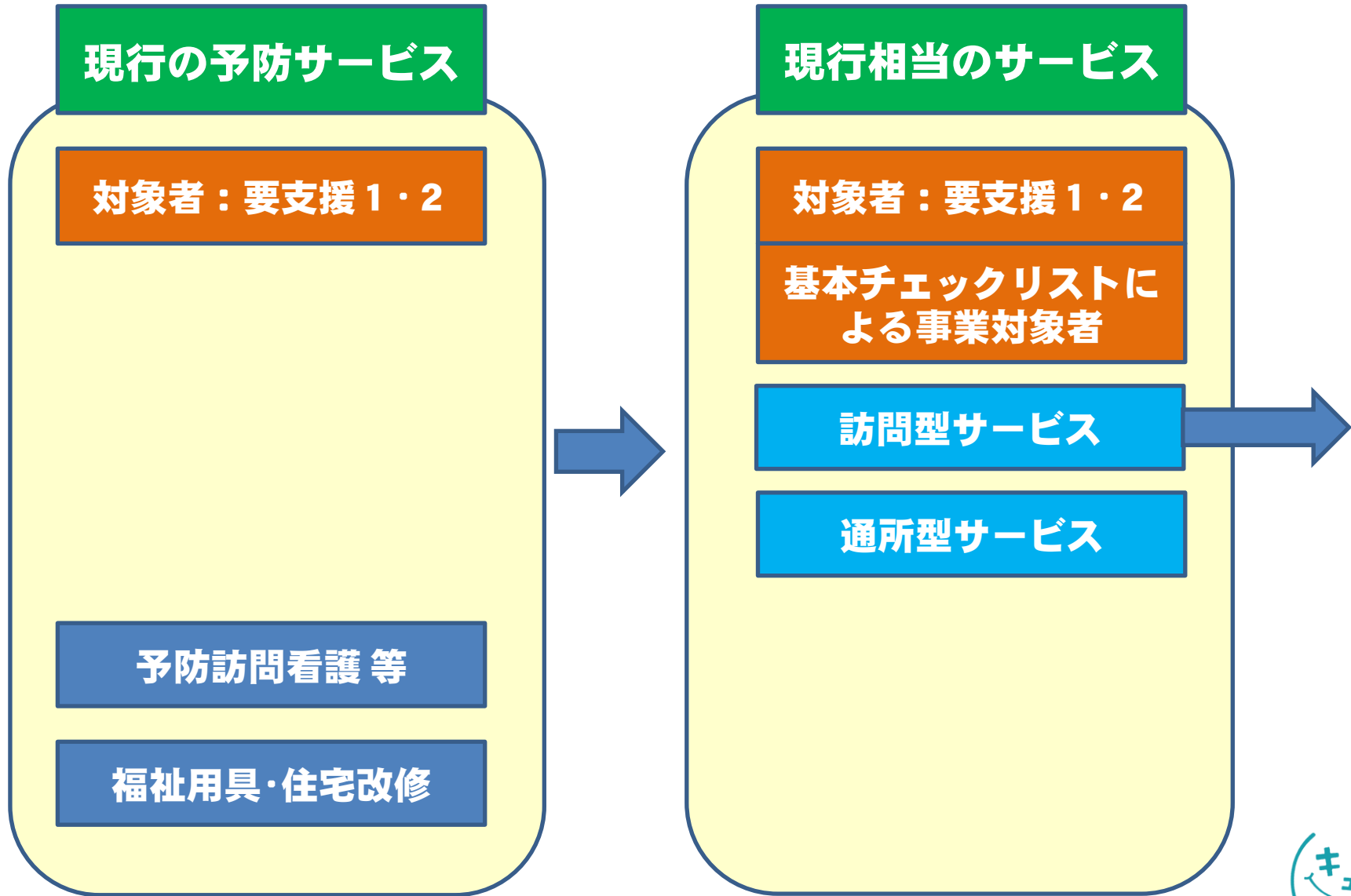


【第3部】 【検討状況】

訪問型サービスの移行について

藤沢市

藤沢市の新総合事業 平成28年10月スタート



訪問型サービス【H28.10ver】

基準	現行の訪問介護相当(国)		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護Ⅰ	②訪問介護Ⅱ	③訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体等によるサ支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
提供主体	現行の指定介護予防訪問介護(みなし指定等)	左に同じ	みなし指定等を受けている事業所	住民主体、ボランティア団体等	市 (PT、OT、栄養士、歯科衛生士)
サービス内容	身体介護+生活援助	<u>生活援助のみ</u>	資格を有さないものができる生活援助 (例: 買い物、調理、掃除等)	有償ボランティア等	保健師等による居宅での相談指導等
サービス提供のあり方	○訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース ○身体介護を必要とするケース	○身体介護を特に必要としない生活援助のみのケース ○生活援助の分類は訪問介護に準じて判断する。	○専門的なサービスを必要としない比較的軽度な利用者のケースを想定 ○一月の利用上限の設定 ・要支援1及び事業対象者 …4回 ・要支援2 …8回	○既存の仕組みとし成り立っているため導入当初は補助等は行わず、順次、検討を進めていく	○事業対象者のうち、鬱・閉じこもりの傾向が認められたものの利用を想定。地域包括支援センターのアセスメントにより、通所サービスの利用が望ましいが、心身の状況等により利用拒否がみられるような場合を想定。
実施方法	事業者指定	左記に同じ	事業者指定	補助	市直営
基準	予防給付に準じる	左記に同じ	人員を緩和した基準 市の研修を修了した者	—	—
報酬単価	国単価(100%) * 地域区分反映	国単価(●●%) * 地域区分反映	1回30分以上60分未満 ●●●単位 (1単位=10円)	—	—
サービス提供者(訪問介護員	左記に同じ	雇用契約者 (または有償ボランティア)	—	市

介護予防・日常生活支援総合事業に関するアンケート調査

調査対象：訪問介護事業者

調査目的：「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始にあたり、訪問介護事業所の運営状況や事業に関する意見を広く収集し、より良いサービス提供体制と事業参入が可能となる報酬単価等をサービス提供主体となる事業所様とともに設定し、同時に事業参入への意向を伺うもの

訪問介護Ⅱとは

現行の介護予防訪問介護で身体介護を必要としない、生活援助のみのサービス利用をしている方の請求コードを設ける。

訪問介護Ⅱの報酬単価

「現行の介護予防訪問介護費×**90%**」

= 1,051単位/月

※1単位 = 10.84円（地域区分別の1単位の単価）

1,051単位×10.84円 = **11,392円/月**

訪問介護Ⅱの報酬設定

介護予防訪問介護のうち「身体介護相当分」を約
10%とみなして、報酬単価を設定するもの

参考：

- ①国が定める現行の報酬単価（訪問介護費）
- ②「平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・予防サービスの提供に関する実態調査」と「藤沢市内の介護予防支援におけるケアマネジメントの状況を調査した結果」

*** 参考 ***

①国の現行の報酬単価である訪問介護費における身体介護(要介護1～5)に対する生活援助の報酬割合は約58%となっています。

→身体介護(30分以上1時間未満) 388単位：生活援助(45分以上) 225単位
=100：58

・・・参考①に対する藤沢市の考え方・・・

訪問介護と介護予防訪問介護に占める生活援助の割合が異なるため、介護予防訪問介護において、上記身体介護(要介護1～5)に対する生活援助の報酬割合(約58%)をそのまま当てはめることはできないと考えます。

②「平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・予防サービスの提供に関する実態調査(結果概要)」及び平成26年度に藤沢市内地域包括支援センターの協力を得て実施した介護予防ケアマネジメント調査

・・・参考②に対する藤沢市の考え方・・・

「平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査・予防サービスの提供に関する実態調査(結果概要)」から、生活援助のみを利用(提供)している割合が8割以上を占めており、藤沢市内の調査では介護予防訪問介護を利用している要支援認定者のうち、身体介護を利用している要支援認定者が1割未満という調査結果であったことから、単純に身体介護相当分を報酬から減らすのではなく、引き下げ率を10%とし、事業所の経営にも影響が少なくなるよう配慮した減少率としています。

緩和した基準による訪問型サービスAとは

介護予防訪問介護の人員・設備・運営の基準から「**人員基準に関する基準**」について緩和し、訪問型サービスとして「**生活援助**」に限りサービス提供できるようにするもの

緩和する人員基準①

・・・資格に関する部分を緩和・・・

資格を持っていない方（高齢者や主婦・主夫等）でも参加できる場となるように、市が実施する研修の要件を設け、多様なサービス提供主体により訪問型サービスを行えるようにするもの

研修のイメージ

ステップ1

藤沢型地域包括ケア
の周知
↓
意欲のある高齢者等
の社会参加を促進



ステップ2

市が実施する
養成研修へ参加
↓
基礎知識の習得



ステップ3

研修修了証を持参し、
事業所へ面接
↓
雇用契約（有償ボラン
ティアとの契約）を締結

研修に関する検討事項

- ・藤沢型地域包括ケアの周知（事業所にも協力いただきたい事項）
- ・研修の費用は無料
- ・市が実施する研修の時間数は2～4日（実習含む）
- ・研修修了の段階で、研修修了者と受入可能な事業所とのコーディネート
- ・事業所は面接後、研修修了者と契約形態の選択を判断

緩和する人員基準②

②人員配置に関する部分を緩和

(介護予防)訪問介護事業所と一体的に運営することにより、管理者・サービス提供責任者を兼務することが可能となり、実質の人員としては従事者を確保することで、無理なく事業参入・運営を行えるように緩和した人員配置基準を定める。

介護予防訪問介護事業所との一体的な運営

一体的な運営により、無理なく事業所運営を行えるように緩和をする人員配置基準

現行の訪問介護相当サービス	緩和した基準によるサービス(案)
<p>★管理者 常勤・専従1以上</p> <p>★サービス提供責任者 ※常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>★訪問介護員等 常勤換算2.5以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)</p>	<p>★管理者・緩和型サービス提供責任者(1人以上) 一体型で運営している場合かつ、業務に支障がない場合に限り、現行の訪問介護相当サービス事業所の基準を満たしていれば、当該サービスの基準を満たしているとみなされます。 ※一体型の場合、サービス提供責任者の数は事業所利用者の合計数で必要数を計算します。</p> <p>★従事者 1人以上必要数 ※従事者とは訪問サービスの従事者として、雇用契約(有償ボランティアとの契約)により事業所に所属する①・②に該当する者 ①市の研修を修了した者(高齢者や主婦・主夫等) ②有資格者(訪問介護員等の資格要件に加え、旧ホームヘルパー3級)</p>

事業参入が 可能な事業所

平成28年10月の総合事業開始時までに関護
予防訪問介護事業所の指定を受けている者

利用対象者

事業対象者を中心に比較的軽度の要支援者まで

提供内容

一般的な調理・掃除・洗濯・買い物等、訪問介護
の生活援助に準ずるもの

(援助者・内容によって1回の訪問で1～2つの
内容を提供できることを想定)

実施方法

事業者指定制による国保連での審査・支払い

利用者負担 利用回数の制限

- ・介護給付の利用者負担割合（1割・2割）
- ・利用者の状況にあわせ、1ヶ月あたりの利用
回数制限（4 or 8回まで）を設定

報酬単価等

① 1回あたりの報酬設定

比較的軽度の利用者像を想定しているため、週1回未満の利用にも対応できるように設定。

② 内容に応じた時間区分の設定

サービス提供内容により、異なる提供時間について2つのパターンを設定

i 30分未満 900~1,000円/1回

ii 30分以上~60分未満 1,800~2,000円/1回

③ 事業所の採算の分岐点はいくらになるのか？！

事業所の運営に支障がないように、かつ多様な担い手による多様なサービス提供を創出していくという主旨のもとに、藤沢市での「多様な担い手による多様なサービス」の初期モデルとしての単価設定をする。

(事業開始後の検証による報酬単価の見直しも想定)

*** 参考 ***

1回・1時間あたりの報酬単価の内訳

・・・藤沢市の考え方・・・

事業所ごとに行われている介護保険外サービス（自主事業）により現在提供されている訪問介護相当サービスの状況を考慮し、事業所運営として採算がとれる単価を設定する。

（現行相当単価 > 訪問型サービスA 単価 > 住民主体の訪問型サービスB単価）

利用者負担 285円 > 180~200円 > 0~100円（参考値）

そのため、今回のアンケート調査票では「自主事業の概要がわかる資料の提出」と「報酬単価に関する設問（問11）」を設けているので、ご協力いただきますようお願いいたします。

例 報酬単価の構成要素（1,800円の場合）

i 人件費	950円
（雇用労働者の場合神奈川県内における最低賃金は <u>905円以上</u> ）	
ii 交通費	250円
iii 安全衛生に関する費用（健康診断等）	100円
iv 雇用者等が安心して働けるための保険費用	200円
v 事業所経費	300円

訪問型サービス【H28.10ver】

基準	現行の訪問介護相当(国)		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護Ⅰ	②訪問介護Ⅱ	③訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体等によるサ支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
提供主体	現行の指定介護予防訪問介護(みなし指定等)	左に同じ	みなし指定等を受けている事業所	住民主体、ボランティア団体等	市 (PT、OT、栄養士、歯科衛生士)
サービス内容	身体介護+生活援助	<u>生活援助のみ</u>	資格を有さないものができる生活援助 (例: 買い物、調理、掃除等)	有償ボランティア等	保健師等による居宅での相談指導等
サービス提供のあり方	○訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース ○身体介護を必要とするケース	○身体介護を特に必要としない生活援助のみのケース ○生活援助の分類は訪問介護に準じて判断する。	○専門的なサービスを必要としない比較的軽度な利用者のケースを想定 ○一月の利用上限の設定 ・要支援1及び事業対象者 …4回 ・要支援2 …8回	○既存の仕組みとし成り立っているため導入当初は補助等は行わず、順次、検討を進めていく	○事業対象者のうち、鬱・閉じこもりの傾向が認められたものの利用を想定。地域包括支援センターのアセスメントにより、通所サービスの利用が望ましいが、心身の状況等により利用拒否がみられるような場合を想定。
実施方法	事業者指定	左記に同じ	事業者指定	補助	市直営
基準	予防給付に準じる	左記に同じ	人員を緩和した基準 市の研修を修了した者	—	—
報酬単価	国単価(100%) * 地域区分反映	国単価(90%) * 地域区分反映	1回30分以上60分未満 180~200 単位 (1単位=10円)	—	—
サービス提供者	訪問介護員	左記に同じ	雇用契約者 (または有償ボランティア)	—	市

今後のスケジュールについて

平成27年度

11/8 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の概要(案)説明会

11/20 訪問介護事業所の参入意向調査アンケートの回収

12月下旬 アンケート結果を訪問介護事業所にお知らせ

12月下旬以降 本日の質問票に関するQ & Aを藤沢市HPに掲載

3月下旬 訪問型・通所型サービス事業所向け説明会

(事業者指定関係・請求方法・報酬・サービスコード等)

平成28年度

5月下旬 藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の概要説明会

(介護予防ケアマネジメント・訪問型サービス・通所型サービス等の詳細)

5月下旬 地域の担い手養成研修会の案内スタート

6月頃 介護予防ケアマネジメントに関する説明会

10月から 介護予防・日常生活支援総合事業開始

ご清聴ありがとうございました。